平成２３年（フ）第５０７号
岡山市中区平井３丁目592番地２
債務者　森田　敏博
1　決定年月日時　平成23年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５１４号
岡山県玉野市槌ヶ原2072番地11
債務者　岡本　　隆
1　決定年月日時　平成23年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５１７号
岡山県和気郡和気町尺所438番地１
債務者　雪吉　與之
1　決定年月日時　平成23年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５３９号
岡山市南区新保1302番地７
債務者　大田　真美
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５５７号
岡山県倉敷市児島味野４丁目６番13号
債務者　大島　隆志
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３４０６号
東京都清瀬市下清戸２丁目488―７
債務者　川畑　美香（旧姓桝井）
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３４６８号
東京都江戸川区南小岩７丁目35―７　第２村井荘202
債務者　上村　正一
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３４９７号
東京都足立区入谷２丁目21―９―203
債務者　柴田　　勇
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３５０１号
東京都豊島区南大塚１丁目22―３―102
債務者　川嶋小夜子
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３５０３号
東京都文京区小石川２丁目24―16―301
債務者　木村　政哉
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３５４２号
東京都町田市図師町725―１―207
債務者　小里　高弘
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３５４８号
東京都墨田区八広３丁目38―８―1304
債務者　硲　佐奈江（旧姓浦山）
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３５５７号
東京都渋谷区代々木２丁目23―１―1108
債務者　奈良　修子（旧姓田邊）
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３５５８号
東京都墨田区八広３丁目31―11
債務者　諸岡　　勉
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３５６０号
東京都中野区鷺宮６丁目14―５―304
債務者　岩上智佐子
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３５６１号
東京都羽村市小作台４丁目11―２―112
債務者　菅谷　壽枝
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部